

株 主 各 位

**第79期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**

以下の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

- ①会社法に基づく内部統制体制及び運用状況
- ②連結株主資本等変動計算書
- ③連結注記表
- ④株主資本等変動計算書
- ⑤個別注記表
- ⑥株式会社マルハニチロアセットの最終事業年度に係る計算書類等の内容

マルハニチロ株式会社

会社法に基づく内部統制体制及び運用状況

1. 会社法に基づく内部統制体制

当社は、会社法に基づく内部統制体制を次のとおり定めており、今後とも必要に応じて随時改善を図ってまいります。

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社をはじめグループ各社の役職員が拠って立つべき基本原則及び精神的支柱として、「グループ理念」「グループスローガン」「グループビジョン」「グループ行動指針」及び「社訓」を制定し、当社役員は、グループ内におけるこれらの遵守、浸透を図るため、率先垂範している。
 - ② 当社は、原則として、定例取締役会を毎月1回開催するとともに、臨時取締役会を必要に応じて随時開催し、経営の意思決定及び執行役員の業務執行の監督を行っている。
 - ③ 社外取締役は、当社及びグループの業務を執行することなく、当社及びグループ全体の経営について、企業統治等の観点から、客観的な意見の陳述及び助言を担当し、取締役会を通じて、執行役員による業務執行を監督している。
 - ④ 法令違反等を未然に防止するとともに自浄機能を働かせ、社会から信頼される企業グループとして存続することを目的として、グループ全役職員を対象に、職制を経由することなく直接通報することが可能なグループ内部通報制度を導入し、当社内の通報窓口のほか外部の弁護士事務所にも通報窓口を設置し運営している。
 - ⑤ 内部監査を担当する部署が取締役会にて承認された計画に基づき定期的に実施する内部監査を通じて、経営全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検証・評価することにより、グループの財産の保全及び経営の効率化を図るとともに、監査結果を社長をはじめ取締役及び監査役に報告している。
 - ⑥ コンプライアンス、品質等の課題に関する経営の意思決定を補佐するものとして各種委員会を設置している。
 - ⑦ 個々の意思決定及び業務執行に当たっては、法令及び定款への適合性等について関係部署による確認を行っている。
 - ⑧ 重要な意思決定及び業務執行に当たっては、必要に応じて外部の専門家の意見を求めることとしている。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 管理報告に関する規程及び内部情報の管理に関する規程を制定し、適時適切な情報収集に努め、取締役会等への報告を行うとともに、重要情報の対外公表については、取締役会の授権に基づき、広報を担当する部署長が行っている。
 - ② 文書の管理に関する規程を制定し、取締役会議事録等の取締役の職務の執行に係る重要書類を作成の上、保存している。
 - ③ 個人情報の保護に関する規程を制定し、適切な取り扱いに努めている。
 - ④ ITについては、情報セキュリティーの管理に関する規程を制定し、システムの適切な運用に努めている。

- (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 企業集団全体のリスク管理体制及び危機対応体制を整備し継続的改善を図るとともに、危機時における迅速な対応と社会への影響及び企業集団の損失の極小化を図るため、企業集団全体のリスク管理に関する規程及び危機時における対応に関する規程を制定し、当社にリスク管理を統括する部署を設置し、その担当役員をリスク管理統括責任者としている。
 - ② リスク管理を統括する部署において、当社の全部署におけるリスクアセスメントの実施を指示し、その結果に基づきリスク対策実施責任部署を特定し、その実施状況及び結果を監視し、リスク対策及びリスク管理の継続的な改善を図ることとしている。グループ各社に対しても同様の展開を図ることとしている。
 - ③ リスク管理を統括する部署において、重大な自然災害や伝染病の蔓延に対応する当社の事業継続計画（BCP）を取りまとめ、各部署における整備及び実施状況を監視し、定期的な演習を行い、事業継続計画（BCP）の継続的な改善を図ることとしている。グループ各社に対しても同様の展開を図ることとしている。
 - ④ 企業集団全体のリスク管理に関する規程に基づき、当社各部署及びグループ各社にリスク管理責任者及びリスク管理担当者を置き、重要なリスク情報の伝達経路を複数明示して、当社経営層への迅速・確実な伝達を図ることとしている。具体的には、通常の職制を通じた伝達経路のほかに、環境・品質に関するリスク情報は当社の環境・品質保証を担当する部署及びリスク管理を統括する部署に、その他のリスク情報は当社のリスク対策実施責任部署及びリスク管理を統括する部署に、リスク管理責任者の決裁を得ることなくリスク管理担当者から直接伝達し、伝達を受けた部署において重要性を評価し、当社経営層に伝達することとしている。
 - ⑤ リスク管理を統括する部署は、重大品質事故、重大環境事故、重大な自然災害、伝染病の蔓延その他企業集団全体として危機対応が必要な場合には、環境・品質保証を担当する部署又はリスク対策実施責任部署の判断にかかわらず、リスク管理統括責任者を通じて当社社長に対策本部の設置を上申し、当社社長の指示により対策本部を設置することとしている。なお、危機対応の一切の権限と責任は当社社長にあり、当社社長は必要に応じてその権限をリスク管理統括責任者に委譲することとしている。
 - ⑥ 対策本部の実働部隊として少人数のタスクチームを設置することとし、タスクチームは当社社長又はリスク管理統括責任者の指揮の下、情報の収集・分析、対応方針の策定、関係各部署又は関係グループ各社に対する指示及び実施状況の管理を行い、対策本部にその活動を報告することとしている。
 - ⑦ リスク管理を統括する部署は、危機対応に関して定期的な演習を企画・実施して、危機対応体制の継続的な改善を図ることとしている。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、執行役員制度を導入して監督と執行を分離することにより、取締役会は独立した客観的立場から、実効性の高い監督を行うこととしている。
 - ② 取締役会は、グループの持続的な成長と中長期の企業価値向上を達成するために、経営の基本方針、経営戦略、中期経営計画、年度経営計画、資本政策等の経営重要事項を決定し、経営陣に具体的な業務執行を委任することとしている。

- ③ 取締役会は、法令で定める事項及び重要な業務執行の決定を除き、代表取締役及び常務以上の役付執行役員で構成される経営会議に対し、個別の業務執行についての決定を委任することとしている。その区分については、社内規程によって明確にしている。経営会議は、原則として週1回開催され、取締役会から委任された事項について迅速な経営の意思決定を行い、重要な事項については取締役会に報告している。
- (5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 当社はじめグループ各社の役職員が拠って立つべき基本原則及び精神的支柱として、「グループ理念」「グループスローガン」「グループビジョン」「グループ行動指針」及び「社訓」を制定し、使用人による遵守を期すべく、周知・啓蒙に努めている。
- ② 法令遵守の重要性について、経営トップが自ら折に触れて使用人に対するメッセージを発している。
- ③ 使用人が職務の遂行に際し特に留意しておかなければならない法令等を、当該職務を遂行する使用人が点検し、法令等を正しく理解することにより法令等を遵守する体制を構築している。
- ④ 内部監査を担当する部署が計画的に内部監査を実施している。
- ⑤ グループ内部通報制度を運営している。
- (6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社はじめグループ各社の役職員が拠って立つべき基本原則及び精神的支柱として、「グループ理念」「グループスローガン」「グループビジョン」「グループ行動指針」及び「社訓」を制定し、グループ役職員による遵守を期すべく、周知・啓蒙に努めている。
- ② 法令遵守の重要性について、経営トップが自ら折に触れてグループ役職員に対するメッセージを発している。
- ③ 主要グループ各社に取締役又は監査役を派遣して、各社の日常の経営をモニタリングするとともに、主要グループ各社の代表者が出席するグループ経営会議を定期的に開催して、企業集団としての目標共有とグループ各社の連携強化を図っている。
- ④ 企業集団の事業を複数のユニットに分別し、その責任者であるユニット長の立案する戦略及び計画に基づき、各ユニットの業務を推進している。重要案件については、ユニットのみならず企業集団の全体最適を実現すべく、経営会議又はその下部機関である投資審議会において審議している。
- ⑤ 経営会議に関する規程及び管理報告に関する規程を制定し、企業集団内の重要な情報につき適時適切な収集・伝達に努めるとともに、経営会議以下の各機関において企業集団に関する事項の審議、決定、承認等を行っている。
- ⑥ 各機関における審議に先立って、法令遵守の観点から関係部署による確認を行うこととしている。
- ⑦ 内部監査を担当する部署が計画的にグループ各社に対する内部監査を実施している。
- ⑧ 経営企画を担当する部署がグループ各社における内部統制体制の整備状況をモニタリングし、必要に応じて改善を支援することとしている。

- ⑨ グループ内部通報制度を運営している。
 - ⑩ コンプライアンス、環境・品質、リスク管理等の経営課題に関して、グループ各社において責任者及び担当者を選任し、連携強化を図っている。
- (7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役から求められた場合は、必要に応じて専任の補助すべき使用人を置くこととする。
- (8) 補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項
専任の補助すべき使用人を置く場合、監査役は、専任の補助すべき使用人の人事異動について事前に報告を受け、人事担当取締役と協議することができることとする。なお、当該使用人の人事考課は、監査役が行うこととする。
- (9) 当社の監査役の補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
専任の補助すべき使用人を置く場合、当該補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、専ら監査役の指揮命令に従うものとする。
- (10) 当社の監査役に報告をするための体制
- ① 取締役会及び監査役が出席する各種会議・委員会において、重要事項について報告している。
 - ② 経営会議に関する規程及び管理報告に関する規程に基づいて作成された各種提案書及び管理報告書を監査役に供覧し、報告している。
 - ③ 当社及びグループ各社の取締役及び使用人は、監査役の定期及び随時のヒアリングに応じ、業務の状況等について報告している。また、監査役の職務の執行に資する情報を適宜監査役に報告している。
 - ④ 内部監査を担当する部署は、監査役に対し、当社及びグループ各社の内部監査を実施するに際して、その監査方針を事前に確認し、内部監査の結果を報告することとしている。
 - ⑤ 主要グループ各社の監査役は、グループ監査役連絡会を通して、監査活動について当社の監査役に報告することにより、監査に関連する情報を共有することとしている。
- (11) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社の監査役に報告を行った当社及びグループ各社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。
- (12) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、当社の監査役の職務の執行について生ずる費用について、監査役が当社に前払又は償還を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

- (13) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会が監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを利用できることとしている。
- (14) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、これらの活動を助長しないこととしている。この基本的な考え方を「グループ行動指針」に明記し、当社はじめグループ各社の役職員に周知徹底するとともに、平素から関係行政機関及び警察、弁護士等の専門機関との連携を深め、情報収集に努めている。また、万が一、反社会的勢力から脅威を受けたり、被害を受けるおそれのある場合には、組織全体として速やかに対処できる体制を構築している。

2. 会社法に基づく内部統制体制の運用状況

会社法に基づく内部統制体制の運用状況につきましては、「1. 会社法に基づく内部統制体制」において、その一部を記載しておりますが、主要な部分の運用状況は、以下のとおりであります。

- (1) 当社をはじめグループ各社の役職員が拠って立つべき基本原則及び精神的支柱として制定された「グループ理念」の浸透を目的として、当社及びグループ各社の役職員を対象にグループ理念研修を実施しております。このグループ理念研修では、各執行役員が講師となり、自らの経験に基づき、「グループ理念」「グループ行動指針」等の内容、意義、重要性等を説明しております。
- (2) 社外取締役及び顧問弁護士を委員に含むコンプライアンス委員会を定期的で開催して、企業集団全体における法令違反等の未然防止及び早期発見、法令遵守意識の浸透等を図るとともに、グループ内部通報制度を運用して法令遵守体制を整備しております。
- (3) 企業集団全体のリスク管理体制及び危機対応体制を整備して継続的改善を図るとともに、危機時における迅速な対応と社会への影響及び企業集団の損失の極小化を図るため、企業集団全体のリスク管理に関する規程及び危機時における対応に関する規程を制定し、当社にリスク管理を統括する部署を設置の上、その担当役員をリスク管理統括責任者として選任しております。また、事業継続計画（BCP）を取りまとめて定期的な演習を行うとともに、リスクマネジメントシステムの運用等により、リスクの抽出と評価・分析の実施、リスクの分類・階層化等を図り、リスクの適正な管理に努め、定期的に経営会議等に報告しております。
- (4) 定例取締役会を毎月1回開催し、臨時取締役会を必要に応じて開催して、経営の意思決定及び取締役の業務執行の監督を行っております。また、執行役員制度を導入して監督と執行を分離することにより、取締役会は、独立した客観的な立場から実効性の高い監督を行うこととしております。取締役会は、迅速な経営の意思決定を行うため、代表取締役及び常務以上の役付執行役員で構成される経営会議に対し、経営及び業務執行について権限の委譲を行い、経営会議は、原則として毎週1回開催され、経営及び業務執行の全般について審議を行い、取締役会から授権された事項について決

定を行うとともに、重要な事項については取締役会に報告しております。なお、経営会議の下部機関として、事業ユニットの経営を効果的に推進する目的をもって投資審議会を設置し、事業ユニットの案件を迅速かつ広い視点で的確に審議しております。

- (5) 監査役は、定期的に行われる監査役会において、監査の方針、監査計画、監査の方法、監査役の職務の執行に関する事項の決定を行い、取締役会を含む重要会議への出席、当社取締役及び部署長とのヒアリングの実施、国内外の子会社への往査、会計監査人からの監査結果等の聴取及び意見交換、グループ監査役連絡会の定期的開催等により、取締役の業務執行について監査を行っております。

連結株主資本等変動計算書（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	20,000	41,766	91,611	△87	153,291
当期変動額					
剰余金の配当			△2,894		△2,894
親会社株主に帰属する 当期純利益			18,596		18,596
自己株式の取得				△5,373	△5,373
自己株式の処分		△0		4	4
自己株式の消却		△5,148		5,148	－
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		16			16
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△5,132	15,702	△220	10,348
当期末残高	20,000	36,634	107,313	△308	163,639

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券評 価差額金	為替換 算勘定 調整	退職給付に 係る調整累 計額	その他 の包括利 益累計額 合計		
当期首残高	6,066	865	△49	6,883	27,721	187,895
当期変動額						
剰余金の配当						△2,894
親会社株主に帰属する 当期純利益						18,596
自己株式の取得						△5,373
自己株式の処分						4
自己株式の消却						－
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						16
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,715	7,054	△981	7,789	6,489	14,278
当期変動額合計	1,715	7,054	△981	7,789	6,489	24,627
当期末残高	7,782	7,920	△1,030	14,672	34,210	212,522

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 81社

主要な連結子会社 大洋エーアンドエフ(株)、Austral Fisheries Pty Ltd.、
大都魚類(株)、神港魚類(株)、大東魚類(株)、
(株)マルハ九州魚市ホールディングス、九州中央魚市(株)、
Kingfisher Holdings Limited、
Southeast Asian Packaging and Canning Limited、
KF Foods Limited、Premier Pacific Seafoods, Inc.、
Westward Seafoods, Inc.、Alyeska Seafoods, Inc.、
Maruha Capital Investment, Inc.、
Seafood Connection Holding B.V.、
Maruha Nichiro Europe Holding B.V.、
アイシア(株)、(株)マルハニチロ北日本、
(株)ヤヨイサンフーズ、マルハニチロ畜産(株)、
(株)マルハニチロ物流、(株)マルハニチロアセット

なお、当連結会計年度より、Seacon Italia S.r.l.を新規設立したことにより、Northcoast Seafoods Ltd.については株式を取得したことにより、連結子会社に含め、これに伴いNorthcoast Seafoods Ltd.の子会社であるAmbassador Seafoods Limitedについても連結子会社に含めております。

King Fish Selection B.V.については、株式を追加取得したことにより、持分法適用の関連会社から連結子会社に変更し、これに伴いKing Fish Selection B.V.の子会社であるAsiatico B.V.についても連結子会社に含めております。

(株)CACマルハニチロシステムズについては、2023年3月31日に自己株式を取得・消却したことにより完全子会社となり、持分法適用の関連会社から連結子会社に変更しており、当連結会計年度においては貸借対照表のみを連結し、損益については持分法による投資損益として計上しております。

なお、(株)CACマルハニチロシステムズは、2023年4月1日よりマルハニチロソリューションズ(株)に社名を変更しております。

また、前連結会計年度において連結子会社であった(有)玄海養魚、(有)奄美養魚及び(株)アクアファームは(株)桜島養魚と、(有)熊野養魚は(株)串本マリンファームと、それぞれ合併したことにより、連結の範囲から除いており、(株)桜島養魚は(株)マルハニチロAQUAに、(株)串本マリンファームは(株)マルハニチロMarineにそれぞれ社名を変更しております。

② 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社 Westward Fishing Company、
Pyramid Fishing Company

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社はいずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)などは、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結子会社数 2社

会社名 Westward Fishing Company、Pyramid Fishing Company

② 持分法適用の関連会社数 24社

主要な会社名 浙江興業集团有限公司、煙台日魯大食品有限公司

なお、当連結会計年度より、Bering North LLC及びアトランド(株)を新規設立したことにより、Gas Western Dawn, LLCを持分法の適用の範囲の見直しを行ったことにより、持分法の適用範囲に含めております。

また、前連結会計年度において持分法を適用していたKing Fish Selection B.V.及び(株)CACマルハニチロシステムズは持分法適用の関連会社から連結子会社に変更したことにより、AK & MN BioFarm Co.,Ltd.は株式を売却したことにより、持分法の適用範囲から除いております。

③ 持分法を適用していない非連結子会社（(有)日本鮪養殖 他）及び関連会社（(株)ポートリリーフエンジニアリング、アズマビルサービス(株) 他）については、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）などからみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

④ 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、大都魚類(株)他44社の決算日は連結決算日と一致しております。Westward Seafoods, Inc.他34社は決算日が12月31日のため、当該各社の決算日における計算書類を使用し、連結決算日までの間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

Maruha(N.Z.)Corporation Ltd.は、決算日が9月30日のため12月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

なお、当連結会計年度において、林田食品産業(株)は決算日を12月31日から3月31日に変更し、連結決算日と同一になっております。このため、当連結会計年度における会計期間は15ヵ月となっております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

ロ. その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

ハ. デリバティブ 時価法

ニ. 棚卸資産 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

減価償却資産は主として定額法を採用しておりますが、一部の連結子会社では定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年～50年

機械装置及び運搬具 2年～17年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、在米連結子会社については、米国会計基準 ASU第2016-02「リース」を当連結会計年度より適用しております。

これにより、借手のリースは、原則としてすべてのリースについて資産及び負債を認識しており、資産に計上された使用权資産の減価償却方法は定額法によるおります。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金などの貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権など特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 特別修繕引当金

船舶などの特別修繕に要する費用の支出に備えるため、将来の修繕見積額に基づき計上しております。

ニ. 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(平成13年6月22日法律第65号)に基づき、保管するポリ塩化ビフェニルの処理費用の支出に備えるため、当連結会計年度末において見積った額を計上しております。

ホ. 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく取締役等への当社株式等の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によるおります。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主に水産物・加工食品の製造及び販売、冷凍品の保管及び輸配送サービスを提供しております。顧客に対する商品又は製品の販売については、顧客へ商品又は製品を引き渡した時点で、商品又は製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。また、特定の顧客との契約に基づく物流サービス及び不動産賃貸等の定期的又は反復的なサービスについては、企業が履行するにつれてその履行による便益を顧客が受け取り、履行義務が充足されることから、一定期間にわたり収益を認識しております。

ただし、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

海外への商品又は製品の販売においては、貿易条件であるインコタームズに基づいた売主（輸出者）の危険負担の移転時点で収益を認識しております。また、特定の顧客との契約に基づく物流サービスによる収益及び不動産賃貸による収益については、一定の期間にわたり履行義務を充足すると判断していることから、その進捗度に応じて収益を認識しております。

顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

リポート等の変動対価は売上高から控除しておりますが、重大な戻入が生じない可能性が非常に高い範囲でのみ収益を計上しております。リポートの見積りに際しては、主に最頻値を適用し、過去の達成状況及び実績等を基に検討し、最も可能性の高い金額を見積っております。これらの取引については、支払期限は顧客との個別契約に基づきますが、市場慣行に整合した支払期限となっており、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

物流取引における冷凍品の保管・輸配送については、一定の期間にわたり履行義務を充足すると判断していることから、その進捗度に応じて収益を認識しております。また、支払期限は顧客との個別契約に基づきますが、市場慣行に整合した支払期限となっており、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社などの資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑦ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

金利スワップ取引について特例処理の条件を満たしている場合には特例処理を、金利通貨スワップ取引について一体処理（特例処理、振当処理）の条件を満たしている場合には一体処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段 先物為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引、金利スワップ取引及び金利通貨スワップ取引
- ・ヘッジ対象 外貨建債権債務、外貨建予定取引及び借入金利息

ハ. ヘッジ方針

当社の内部規程である「金融リスク管理検討会運営規則」などに基づき、為替変動リスク、金利変動リスクをヘッジしております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理を採用している金利スワップ取引及び一体処理を採用している金利通貨スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

⑧ のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、発生原因に応じて20年以内での均等償却を行うこととしております。なお、重要性が乏しいものについては、発生年度に全額償却する方法によっております。

⑨ その他連結計算書類作成のための重要な事項

グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用

当社及び一部の国内連結子会社は、当連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

(5) 追加情報

株式給付信託（BBT）の導入

当社は、2022年6月28日開催の第78期定時株主総会の決議に基づき、当連結会計年度より、当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）及び執行役員（国内非居住者を除く。以下、取締役と執行役員を総称して「取締役等」という。）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」という。）を導入しております。

本制度は、取締役等の報酬と当社の業績及び株主価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とし

ております。

本制度の会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。

（1）取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」という。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。

なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

（2）信託に残存する自社の株式

当社は、本信託に残存する当社株式を、本信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は215百万円、株式数は89,476株であります。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(米国会計基準 ASU第2016-02「リース」の適用)

在米連結子会社において、米国会計基準 ASU第2016-02「リース」を当連結会計年度より適用しております。

これにより、借手のリースは、原則としてすべてのリースについて資産及び負債を認識しております。当該会計基準の適用にあたっては、その経過的な取扱いに従って、当該会計基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。

この結果、当連結会計年度の連結貸借対照表において、「有形固定資産」の「その他」が1,335百万円、「流動負債」の「その他」が291百万円及び「固定負債」の「その他」が1,149百万円増加しております。なお、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当社及び国内連結子会社は、従来有形固定資産の減価償却方法について、主として定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法)を採用していましたが、当連結会計年度より定額法に変更しております。

当連結会計年度から開始した中期経営計画において、当社グループは家庭用冷凍食品に係る生産設備等への成長投資及び冷蔵庫のスクラップ&ビルド等のインフラ投資等、成長のための投資を積極的に進めることを予定しております。

これを契機に、当社及び国内連結子会社の有形固定資産の稼働状況について検討した結果、今後も長期的に安定的な稼働が見込まれることから、有形固定資産の減価償却方法は取得価額を使用可能期間にわたり均等に費用配分する定額法に変更することが、使用実態をより適切に反映するものと判断いたしました。

この結果、従来の方によった場合に比べ、当連結会計年度の営業利益は1,792百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ1,809百万円増加しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

(1)前連結会計年度において、営業外収益に区分掲記しておりました「補助金収入」は、金額の重要性が乏しいため、当連結会計年度より営業外収益の「雑収入」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の「雑収入」に含まれている「補助金収入」は572百万円であります。

(2)前連結会計年度において、営業外費用の「雑支出」に含めて表示しておりました「貸倒引当金繰入額」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より営業外費用に区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「雑支出」に含まれている「貸倒引当金繰入額」は21百万円であります。

(3)前連結会計年度において、特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「段階取得に係る差益」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より特別利益に区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「その他」に含まれている「段階取得に係る差益」は82百万円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
有形固定資産	148,995
無形固定資産	31,728
減損損失	385

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループの資産グルーピングは、事業用資産については継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分に基づき、また、賃貸不動産及び遊休資産については個別物件単位で行っております。

固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

回収可能価額は、正味売却価額及び使用価値により測定しており、正味売却価額については、不動産鑑定士による鑑定評価額又は路線価方式による相続税評価額を基に算出した価額を使用し、また、使用価値については、将来キャッシュ・フローや割引率などの多くの見積り・前提を使用しております。

当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されている有形固定資産には、物流セグメントに属する(株)マルハニチロ物流の名古屋物流センターに係る有形固定資産6,202百万円が含まれており、連結総資産の1.0%を占めております。同物流センターは、冷凍食品を中心とした農畜産品等の保管、運送取扱、通関及び流通加工を行う物流センターとして、2021年4月に新設し稼働を開始しておりますが、その営業活動から生ずる損益は、事業立上げ当初の計画に比して著しく下方に乖離しており、減損の兆候

が認められることから、減損損失の認識の要否の判定を行っております。減損損失の認識の要否の判定において、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていることから、当該資産グループの減損損失の認識は不要と判断しております。

同様に、連結貸借対照表に計上されている有形固定資産には、食材流通セグメントの食材流通ユニットに属する㈱ヤヨイサンフーズの気仙沼工場に係る有形固定資産4,723百万円が含まれており、連結総資産の0.7%を占めております。水産加工品、介護食及び水産カツの生産ラインを有する同工場は、その営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっており、減損の兆候が認められることから、減損損失の認識の要否の判定を行っております。減損損失の認識の要否の判定において、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていることから、当該資産グループの減損損失の認識は不要と判断しております。

減損損失の認識の要否の判定及び使用価値の算定において用いられる割引前将来キャッシュ・フローの総額は、名古屋物流センターにおける今後の保管料及び荷役料単価に関する予測並びに気仙沼工場における今後の販売数量に関する予測を含む中期経営計画を基礎としております。中期経営計画は、経営環境などの外部要因、当社グループ内で用いている予算などの内部情報、過去実績などからの計画進捗状況、資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画などを考慮し、作成しております。

上述の見積り・前提について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が想定より減少した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

(2) 棚卸資産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
棚卸資産	216,698
通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額	1,881

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、棚卸資産の貸借対照表価額は主として総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しており、期末における正味売却価額が取得原価を下回っている場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。

当該正味売却価額の算出方法については、見積売価から見積追加製造原価等を控除した金額に、期末在庫数量を乗じて算出しております。

見積売価については、製品及び商品は期末日に最も近い通常取引における実績売価などにより、仕掛品は当該仕掛品等の主たる製品群の利益率実績等から見込んでおります。

正味売却価額の見積りには不確実性を伴うため、正味売却価額が想定よりも下回った場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において追加的な損失が発生する可能性があります。

(3) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
繰延税金資産	5,788

なお、上記繰延税金資産は繰延税金負債と相殺後の金額を表示しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、将来の課税所得に関する収益見通しを含めた様々な予測・仮定に基づいて繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、一時差異等の解消見込年度及び繰戻・繰越期間における課税所得を見積っております。

課税所得は、中期経営計画の前提となった数値を基に、経営環境などの外部要因、当社グループ内で用いている予算などの内部情報、過去実績などからの計画進捗状況等を、グループ各社又はグループ通算制度を適用している会社については当該グループの損益通算される単位を考慮し、適宜修正し見積っております。

将来の課税所得に関する予測・仮定に基づいて、当社又は子会社が繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断した場合、当社グループの繰延税金資産は減額され、当社グループの繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

建物及び構築物	14,627百万円
機械装置及び運搬具	12,948百万円
土地	16,909百万円
投資有価証券	5,117百万円
借地権	27百万円
その他	30,143百万円
計	79,773百万円

担保付債務は次のとおりであります。

短期借入金（1年以内返済予定の長期借入金含む）	48,995百万円
長期借入金	49,530百万円
その他	2百万円
計	98,528百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 286,850百万円

(3) 偶発債務

連結会社以外の会社の金融機関などからの借入等に対して、債務保証を行っております。

財形住宅ローン	1百万円
計	1百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	52,656千株	一千株	2,078千株	50,578千株

(注) 普通株式の発行済株式数の減少は自己株式の消却によるものであります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	36千株	2,171千株	2,079千株	128千株

(注) 1. 当連結会計年度末の自己株式数には、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式89千株が含まれております。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加2,171千株の内訳は次のとおりであります。

(変動事由の概要)

自己株式の取得2,017千株

株式給付信託（BBT）による取得91千株

所在不明株主の株式買取り60千株

単元未満株式の買取り2千株

3. 普通株式の自己株式の株式数の減少2,079千株の内訳は次のとおりであります。

(変動事由の概要)

自己株式の消却2,017千株

株式給付信託（BBT）から取締役への支給1千株

所在不明株主より取得した株式の消却60千株

単元未満株式の売渡し0千株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月 28日定時 株主総会	普通 株	2,894	55	2022年 3月31日	2022年 6月29日

(注) 持分法適用会社が所有する普通株式の自己株式に係る配当金のうち、持分相当額0百万円を控除しております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株 当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
2023年6月 27日定時 株主総会	普通 株	3,285	利益 剰余金	65	2023年 3月31日	2023年 6月28日

- (注) 1. 配当金の総額には、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式に対する配当金5百万円が含まれております。
2. 持分法適用会社が所有する普通株式の自己株式に係る配当金のうち、持分相当額0百万円を控除しております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金などに限定し、また、資金調達については金融機関からの借入が中心ですが、極力有利な調達手段を選択する方針です。デリバティブ取引は後述するリスクを回避するために利用しており、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されています。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務又は資本提携などに関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、一部の取引先企業などに対し長期貸付を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金の支払期日は、そのほとんどが1年以内であります。また、外貨建ての営業債務は為替の変動リスクに晒されております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に営業取引及び設備投資に係る資金調達であります。

当社グループの事業は、世界数十カ国と取引を行っており、資金調達は、主に国内外の金融機関からの借入によっております。当社グループは、これらの商取引上及び財務取引上発生する為替リスク及び金利リスクをヘッジし、リスク管理を効率的に行うためにデリバティブ取引を導入しております。具体的には、通貨関連では将来の為替相場の変動によるリスクを回避するために、先物為替予約取引、通貨オプション取引及び通貨スワップ取引を行っております。金利関連では借入金に係る将来の金利変動リスクを回避するために金利スワップ取引を行っております。なお、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ有効性評価の方法などについては、前述の1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「(4) 会計方針に関する事項⑦ 重要なヘッジ会計の方法」をご参照願います。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

当社グループは、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、取引相手が倒産などによって契約不履行となることで被る損失に係るリスクを軽減するために高い信用を有する国内外の大手の金融機関とのみ取引を行っております。

当連結会計年度末における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表されております。

ロ. 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

当社グループは、外貨建ての営業債権債務などについて、将来の為替相場の変動によるリスクを回避するために、先物為替予約取引、通貨オプション取引及び通貨スワップ

取引を利用しております。また、外貨建ての借入金などに係る支払金利の変動リスク及び為替相場の変動リスクを抑制するために金利スワップ取引、金利通貨スワップ取引を利用しております。

当社グループのデリバティブ取引は、ヘッジ目的で行っているため、当該取引の評価損は、ヘッジ対象のオンバランス取引と一部ないし全部が相殺されます。したがって、デリバティブ取引の評価損益のみを捉えることは重要な意味を持たないと考えております。また、時価の変動率が大きく、経営に重要な影響を及ぼすような取引は行っておりません。デリバティブ取引については、各連結会社において、取引の目的、内容、保有リスク、持高など社内の規程があり、これに基づいて厳格に管理しております。

ハ、資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは各社が月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券			
①満期保有目的の債券	112	112	—
②その他投資有価証券	28,548	28,548	—
資産 計	28,660	28,660	—
社債	5,000	5,004	4
長期借入金 (*3)	168,120	167,845	△275
負債 計	173,120	172,850	△270
デリバティブ取引 (*4)			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	(336)	(336)	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—

(*1)「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(*2)市場価格のない株式等は「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (百万円)
(1)関係会社株式	
非連結子会社株式及び関連会社株式	8,372
(2)その他投資有価証券	
非上場株式	1,996

(*3)短期借入金のうち一年内返済予定の長期借入金については長期借入金に含めておりません。

(*4)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債の時価に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算出した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算出した時価
時価の算定に重要なインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他投資有価証券（株式）	28,548			28,548
デリバティブ取引				
通貨関連		△336		△336
資産計	28,548	△336		28,212

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券（社債）		112		112
デリバティブ取引				
通貨関連		—		—
資産計		112		112
社債		5,004		5,004
長期借入金			167,845	167,845
負債計		5,004	167,845	172,850

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び債券は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、短期間で基準金利の改定が行われており、直近の改定から期末までの期間が短期間であることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、また、活発な市場での取引はないため、レベル2に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。

長期借入金

変動金利の長期借入金については、短期間で市場金利を反映し、また、当社の使用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル3に分類しております。なお、金利スワップの特例処理及び金利スワップの一体処理（特例処理、振当処理）の対象とされている借入金については、一体として処理された元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算出しており、レベル3に分類しております。

固定金利の長期借入金については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用の商業施設等（土地を含む）を有しております。2023年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は675百万円（主な賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額			当連結会計年度末の時価（百万円）
当連結会計年度期首残高（百万円）	当連結会計年度増減額（百万円）	当連結会計年度末残高（百万円）	
8,846	40	8,886	14,274

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は取得による増加（284百万円）、主な減少額は減価償却（176百万円）及び不動産売却（64百万円）であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主として路線価方式による相続税評価額又は不動産鑑定士による鑑定評価額を基に算出した価額を使用しております。
4. 開発中の賃貸等不動産は、時価を把握することが極めて困難であるため、上表には含めておりません。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの主たる地域別、収益認識の時期別の収益の分解と主たる製品及びサービスとの関連は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計 (注) 2
	水産資源	加工食品	食材流通	物流	計		
主要な財又は サービスのライン							
魚介類	489,310	-	105,227	-	594,537	3	594,540
加工食品	26,004	53,564	14,495	-	94,064	17	94,081
冷凍食品	15,338	53,072	90,831	-	159,241	2	159,244
畜産物	303	-	86,429	-	86,732	-	86,732
ペットフード	47,044	-	-	-	47,044	0	47,044
保管・凍結・運送	923	-	225	17,560	18,709	-	18,709
その他	19,557	-	108	59	19,725	377	20,102
外部顧客への売上高	598,481	106,637	297,316	17,620	1,020,056	400	1,020,456
主たる地域市場							
日本	367,917	103,302	295,832	17,620	784,672	400	785,072
北米	62,029	176	485	-	62,692	-	62,692
ヨーロッパ	94,303	10	22	-	94,336	-	94,336
アジア	50,776	3,147	976	-	54,900	-	54,900
その他	23,454	-	-	-	23,454	-	23,454
外部顧客への売上高	598,481	106,637	297,316	17,620	1,020,056	400	1,020,456
収益の認識時期							
一時点で移転される財	597,053	106,637	297,090	-	1,000,781	29	1,000,811
一定の期間にわたり 移転されるサービス	1,428	-	225	17,620	19,274	370	19,645
外部顧客への売上高	598,481	106,637	297,316	17,620	1,020,056	400	1,020,456

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産業等を含んでおります。

2. 連結損益計算書に計上されている「売上高」1,020,456百万円は、主に「顧客との契約から認識した収益」です。それ以外の源泉から認識した収益は主に不動産賃借等に係るものであり、その額に重要性がないため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報に含めて開示しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、水産資源事業、加工食品事業、食材流通事業、物流事業を主たる事業として行っております。主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、前述の1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「(4) 会計方針に関する事項⑤重要な収益及び費用の計上基準」をご参照願います。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約残高

顧客との契約から生じた債権の残高は以下のとおりであります。また、期首及び期末の契約資産及び契約負債については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

なお、過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	115,391
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	131,769

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	3,534円39銭
(2) 1株当たり当期純利益	363円68銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式は、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

また、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。

期末の当該自己株式の数 89千株

期中平均の当該自己株式の数 46千株

11. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社との吸収合併)

当社は、2023年5月8日開催の取締役会において、2024年4月1日（予定）を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、当社の完全子会社である株式会社マルハニチロアセットを吸収合併消滅会社とする吸収合併の決議をいたしました。また、同日付で合併契約を締結いたしました。

1. 取引の概要

(1) 合併の目的

株式会社マルハニチロアセットは、当社グループ内において主に不動産賃貸事業を担っておりますが、グループ内の重複する機能を当社に統合することで、経営資源を集約し、経営を効率化することを目的として、当社の完全子会社である同社を吸収合併することといたしました。

(2) 被合併企業の名称及びその事業の内容（2023年3月31日現在）

被合併企業の名称	株式会社マルハニチロアセット
事業の内容	不動産の売買、賃貸、管理及び仲介

資本金	100 百万円
純資産	6,331 百万円
総資産	6,897 百万円
売上高	230 百万円
当期純利益	93 百万円

(3) 合併の日程

合併契約承認取締役会	2023年5月8日
合併契約締結	2023年5月8日
合併契約承認株主総会	2023年6月27日
合併効力発生日	2024年4月1日（予定）

※なお、株式会社マルハニチロアセットにおいては、会社法第784条第1項に規定する略式合併であり、合併契約承認に関する株主総会は開催いたしません。

(4) 合併方式

当社を存続会社とし、株式会社マルハニチロアセットを消滅会社とする吸収合併方式であります。

(5) 合併に係る割当の内容

当社の完全子会社との合併であるため、本合併による新株の発行、資本金の増加及び合併交付金その他一切の対価の支払はありません。

(6) 吸収合併存続会社となる会社の概要

名称	マルハニチロ株式会社
資本金	20,000百万円
事業内容	漁業、養殖、水産物の輸出入・加工・販売、冷凍食品・レトルト食品・缶詰・練り製品・化成品の製造・加工・販売、食肉・飼料原料の輸入、食肉製造・加工・販売

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であります。

また、本合併に伴い、当社の2025年3月期第1四半期の個別決算において、抱合せ株式消滅差損として約2,000百万円を特別損失に計上する見込みです。

なお、完全子会社との合併であるため、当社の連結業績に与える影響はありません。

12. その他の注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	20,000	5,000	10,949	15,949	1,692	52,451	54,143	△86	90,006
当期変動額									
剰余金の配当						△2,894	△2,894		△2,894
当期純利益						8,523	8,523		8,523
自己株式の取得								△5,373	△5,373
自己株式の処分			△0	△0				4	4
自己株式の消却			△5,148	△5,148				5,148	－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	△5,148	△5,148	－	5,629	5,629	△220	259
当期末残高	20,000	5,000	5,800	10,800	1,692	58,080	59,772	△306	90,266

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	6,105	6,105	96,112
当期変動額			
剰余金の配当			△2,894
当期純利益			8,523
自己株式の取得			△5,373
自己株式の処分			4
自己株式の消却			－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,424	1,424	1,424
当期変動額合計	1,424	1,424	1,683
当期末残高	7,529	7,529	97,795

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社及び関連会社株式
移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
 - ・市場価格のない株式等
移動平均法による原価法を採用しております。
- (2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法
時価法
- (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）
- (4) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (5) 外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (6) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
売上債権、貸付金などの貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権など特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

③ 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成13年6月22日法律第65号）に基づき、保管するポリ塩化ビフェニルの処理費用の支出に備えるため、当事業年度末において見積った額を計上しております。

④ 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく取締役等への当社株式等の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(7) 収益及び費用の計上基準

当社は、主に水産物・加工食品の製造及び販売を行っております。このような商品及び製品の販売について、顧客へ商品又は製品を引き渡した時点で、商品又は製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。ただし、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

海外への商品又は製品の販売においては、貿易条件であるインコタームズに基づいた売主（輸出者）の危険負担の移転時点で収益を認識しております。また、特定の顧客との契約に基づく不動産賃貸による収益については、一定の期間にわたり履行義務を充足すると判断していることから、その進捗度に応じて収益を認識しております。

顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

リベート等の変動対価は売上高から控除しておりますが、重大な戻入が生じない可能性が非常に高い範囲でのみ収益を計上しております。リベートの見積りに際しては、主に最頻値を適用し、過去の達成状況及び実績等を基に検討し、最も可能性の高い金額を見積っております。これらの取引については、支払期限は顧客との個別契約に基づきますが、市場慣行に整合した支払期限となっており、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(8) グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用

当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

2. 追加情報

株式給付信託（BBT）の導入

当社は、2022年6月28日開催の第78期定時株主総会の決議に基づき、当事業年度より、当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）及び執行役員（国内非居住者を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」を導入しております。詳細につきましては、連結注記表「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（5）追加情報」をご参照願います。

3. 会計方針の変更に関する注記

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

（有形固定資産の減価償却方法の変更）

当社は、従来有形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却方法について、定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しておりましたが、当事業年度より定額法に変更しております。

当事業年度から開始した中期経営計画において、当社は家庭用冷凍食品に係る生産設備等への成長投資等を積極的に進めることを予定しております。

これを契機に、当社の有形固定資産の稼働状況について検討した結果、今後も長期的に安定的な稼働が見込まれることから、有形固定資産の減価償却方法は取得価額を使用可能期間にわたり均等に費用配分する定額法に変更することが、使用実態をより適切に反映するものと判断いたしました。

この結果、従来の方によった場合に比べ、当事業年度の営業利益は604百万円、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ614百万円増加しております。

4. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、営業外収益に区分掲記しておりました「補助金収入」は、金額の重要性が乏しいため、当事業年度より営業外収益の「雑収入」に含めて表示しております。なお、当事業年度の「雑収入」に含まれている「補助金収入」は、119百万円であります。

5. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
有形固定資産	27,820
減損損失	318

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①の金額の算出方法は、連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記 (1) 固定資産の減損」の内容と同一であります。

(2) 棚卸資産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
商品及び製品	90,815
仕掛品	11,815
原材料及び貯蔵品	5,058
通常の販売目的で保有する棚卸資産の 収益性の低下による簿価切下額	663

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①の金額の算出方法は、連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記 (2) 棚卸資産の評価」の内容と同一であります。

当社の当事業年度の貸借対照表に計上されている「商品及び製品」及び「仕掛品」には、水産資源セグメントの「商品及び製品」50,766百万円及び「仕掛品」9,864百万円が含まれており、その合計額60,630百万円は総資産の15.8%を占めております。

水産物の販売価格は、魚種ごとの漁獲量及び海外を含む競合他社との買付競争などに加え、国内における需要などの外部環境の影響を受けております。当社が取り扱う水産物の中には、期末前後における販売実績がなく、販売実績に基づく正味売却価額を把握することが困難なものが含まれております。また、「仕掛品」に含まれる養殖魚の正味売却価額は、見積売価から見積追加製造原価等を控除して見積りますが、当該見積追加製造原価には将来の飼育コストの予測が含まれております。

正味売却価額の見積りには不確実性を伴うため、正味売却価額が想定よりも下回った場合には、翌事業年度の計算書類において追加的な損失が発生する可能性があります。

(3) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
繰延税金資産	2,517

なお、上記繰延税金資産は繰延税金負債と相殺後の金額を表示しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①の金額の算出方法は、連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記 (3) 繰延税金資産の回収可能性」の内容と同一であります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

建物	3,841百万円
土地	4,319百万円
その他有形固定資産	0百万円
投資有価証券	5,005百万円
計	13,166百万円

担保付債務は次のとおりであります。

短期借入金（1年以内返済予定の長期借入金含む）	47,718百万円
長期借入金	43,462百万円
計	91,180百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

54,277百万円

(3) 偶発債務

下記会社の金融機関等からの借入等に対して、債務保証を行っております。

(株)マルハニチロ物流	993百万円
財形住宅ローン	1百万円
計	994百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	34,475百万円
長期金銭債権	30,004百万円
短期金銭債務	11,510百万円
長期金銭債務	1百万円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	52,239百万円
仕入高	88,148百万円
その他の営業取引高	22,159百万円
営業取引以外の取引高	5,478百万円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の数

普通株式 126千株

(注) 当事業年度末の自己株式数には、株式給付信託（ＢＢＴ）が保有する当社株式89千株が含まれております。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	11百万円
固定資産減損損失	1,046百万円
関係会社株式評価損	5,269百万円
未払販売促進費	761百万円
退職給付引当金	2,680百万円
その他	2,659百万円

繰延税金資産小計 12,429百万円

評価性引当額 △6,488百万円

繰延税金資産合計 5,940百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△3,252百万円
その他	△169百万円

繰延税金負債合計 △3,422百万円

繰延税金資産の純額 2,517百万円

(注) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度からグループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社マルハニチロ物流	東京都中央区	430	物流事業	直接 100	貨物の冷蔵 保管ほか 資金の援助 役員の兼任	資金の 返済 (注)	3,723	短期 貸付金	847
							利息の 受取 (注)		140	長期 貸付金
	大洋エーアンドエフ株式会社	東京都中央区	709	漁業・養殖 事業	直接 100	商品の売買 資金の援助 役員の兼任	資金の 返済 (注)	1,795	短期 貸付金	7,842
							利息の 受取 (注)		60	長期 貸付金
	株式会社ヤヨイサンフーズ	東京都港区	727	加工事業	直接 100	商品の売買 資金の援助 役員の兼任	資金の 貸付 (注)	1,115	短期 貸付金	6,742
							利息の 受取 (注)		37	長期 貸付金
								流動 資産 その他	1	
								流動 資産 その他	0	

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 上記3社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社は、水産資源事業、加工食品事業、食材流通事業を主たる事業として行っております。主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、前述の1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記「(7) 収益及び費用の計上基準」をご参照願います。

12. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,938円39銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 166円68銭 |

(注) 1株当たり当期純利益の算定上、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式は、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
また、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。

期末の当該自己株式の数	89千株
期中平均の当該自己株式の数	46千株

13. 重要な後発事象に関する注記

（連結子会社との吸収合併）
連結注記表と同一であります。

14. その他の注記

該当事項はありません。

第 61 期 報 告 書

株式会社マルハニチロアセット

2021年4月1日から
2022年3月31日まで

<u>I. 事 業 報 告</u>	[ページ]
1. 会社の現況に関する事項	2～3
2. 会社の株式に関する事項	4
3. 会社役員に関する事項	4
4. 会社の体制及び方針に関する事項	4～7
5. 事業報告に係る附属明細書	8
<u>II. 計 算 書 類</u>	
1. 貸 借 対 照 表	9
2. 損 益 計 算 書	10
3. 株主資本等変動計算書	11
4. 個 別 注 記 表	12～17
<u>III. 計算書類に係る附属明細書</u>	18～19
<u>IV. 監 査 報 告 書</u>	
1. 監査役監査報告書	20

以 上

I. 事業報告

(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1. 会社の現況に関する重要な事項

(1) 事業の経過及びその成果

2021 年度におけるわが国は、新型コロナウイルス感染拡大と縮小を繰り返し 2 度の緊急事態宣言と 2 度のまん延防止等重点措置が発令され、東京オリンピック・パラリンピックは無観客開催となる異常事態となり、今後の先行きも不透明な状況が続いております。

このような状況のなか、売上高前年比は、所有不動産の賃貸借契約終了や売却の影響により減収となりました。

所有不動産の建物・設備の経年劣化は進行しており、安全・安心の観点より、必要最低限の修理に留めるなど原価低減に努めましたが、租税公課等の販管経費の増加により、売上高減少分をカバーできず、営業利益前年比は減益となりました。

経常利益前年比は、支払利息の減少がありましたが減益となっております。

特別損益として固定資産売却益を計上し、減損損失と所有不動産の解体費増加額等を特別損失として計上しております。また、繰延税金資産の取崩しとして法人税等調整額を計上しました。

この結果、当期の売上高は 249,137 千円（前期比△53,347 千円）、営業利益は△6,680 千円（前期比△27,259 千円）、経常利益は 626 千円（前期比△20,298 千円）、当期純利益は 1,244,878 千円（前期比+900,955 千円）となりました。

売上高推移は次のとおりであります。

[売上高の内訳]

(単位：千円)

区 分	2018 年度 第 58 期	2019 年度 第 59 期	2020 年度 第 60 期	2021 年度 第 61 期(当期)
不動産事業				
賃 貸	562,141	388,005	283,484	228,737
管 理	9,804	7,500	6,000	20,400
その他	-	-	13,000	-
計	571,945	395,505	302,484	249,137

(2) 設備投資等の状況

当年度の主な設備投資として、建物付属設備 3,950 千円を計上し
土地 21,900 千円を計上しました。

(3) 資金調達の状況

短期借入金 796,003 千円の返済を行いました。

長期借入金 1,300,000 千円の返済を行いました。

預け金 2,335,579 千円の預入を行いました。

(4) 対処すべき課題

景気の先行きは不透明であり、当社の事業環境は依然厳しい状況にあります。
役職員一丸となって知力を結集し、マルハニチログループの不動産に関する運用・管理効率の改善活動を展開してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	2018年度 第58期	2019年度 第59期	2020年度 第60期	2021年度 第61期(当期)
売上高	571,945	395,505	302,484	249,137
経常利益	238,468	117,389	20,924	626
当期純利益(△損失)	△149,984	△127,112	343,923	1,244,878
一株当たり当期純利益(△損失)	△6.80円	△5.76円	15.60円	56.50円
総資産	6,990,578	6,853,861	8,116,463	7,092,147
純資産	4,783,383	4,577,366	4,933,006	6,222,703

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

当社の親会社はマルハニチロ株式会社で、同社は当社の株式を100%(22,032,800株)保有しております。当社と同社との営業内取引は売上及び仕入で、価格その他の取引条件は、市場実勢等を勘案し決定しております。営業外取引は同社からの借入金に伴う支払利息、経営管理料の支払等であります。当社取締役会は、このような取引条件を把握し、当社の利益を害するものではないことを確認した上で、取引ごとにその適正性・妥当性を判断しております。

②重要な子会社の状況

子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

不動産の売買、賃貸、管理

(8) 主要な営業所

本 社	東京都江東区豊洲三丁目2番20号
函館事務所	北海道函館市大手町5番10号
下関事務所	山口県下関市大和町2丁目6番1号

(9) 従業員の状況

人 員	前期比 増 減	平均年齢	平均勤続 年 数
9名	—	51.7歳	6.9年

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行する株式の総数（普通株式） 24,000,000 株
(2) 発行済株式数（普通株式） 22,032,800 株
(3) 株主数 1 名
(4) 大株主

マルハニチロ(株) 持株数 22,032,800 株 議決権比率 100%

(注) 当社の同社への出資はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
阿部 富寿夫	代表取締役社長	
中村 文彦	取締役(営業部長)	
池田 弥央	取締役	
矢後 正弘	監査役	

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

(単位：千円)

区分	人員	支払総額
取締役	3名	26,592
監査役	1名	-
合計	4名	26,592

4. 会社の体制及び方針に関する事項

会社法に規定する内部統制システム構築の基本方針に基づき、2009年3月24日開催の取締役会において、内部統制体制整備に関し決議、その後必要に応じ修正を加え、現在以下のとおりであります。

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項6号）
- ① 当社の親会社であるマルハニチロ(株)（以下マルハニチロ）は同社を中心とする企業集団の役職員が拠って立つべき基本原則及び精神的支柱として、「グループ理念」、「グループスローガン」、「グループビジョン」、「グループ行動指針」及び「社訓」を制定しており、当社役員は社内におけるこれらの遵守、浸透を図るため率先垂範している。
 - ② 取締役会にて決定した役員職務分掌に基づき各取締役が業務を執行することとし、取締役会を原則月1回、その他必要に応じて随時開催して、経営の意思決定及び取締役の業務執行の監督を行っている。
 - ③ マルハニチロに内部監査業務を委託し計画的に内部監査を実施し、監査結果について社長以下の取締役及び監査役が報告を受け、指摘された事項について改善を行っている。

- ④ 法令違反等を未然に防止するとともに会社の自浄機能を働かせ、社会から信頼される企業として存続することを目的として、マルハニチロが運営する「マルハニチログループ内部通報制度」に参加し、職制を経由することなく直接通報することが可能なマルハニチロ内の通報窓口のほか、外部の弁護士事務所に設置された外部通報窓口も利用した内部通報制度を導入している。
- ⑤ 個々の意思決定及び業務執行にあたっては、法令及び定款への適合について関係部門による確認を行うこととしている。
- ⑥ 重要な意思決定及び業務執行にあたっては、必要に応じて外部の専門家の意見を求めることとしている。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第 100 条第 1 項第 1 号）

- ① 管理報告に関する規程及び内部情報の管理に関する規程を制定し適時適切な情報収集に努め、取締役会等への報告を行うとともに、各取締役が担当する業務について情報の取扱権限者を限定することにより情報の漏洩防止対策を行っている。
- ② 文書の管理に関する規程を制定し、取締役会議事録等の取締役の職務の執行に係る重要書類を作成のうえ保存している。
- ③ 個人情報の保護に関する規程を制定し、適切な取り扱いに努めている。
- ④ マルハニチロにおいて定められた IT に関する情報セキュリティポリシーを社内に周知し、システムの適切な運用に努めている。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第 100 条第 1 項第 2 号）

- ① 各部門における損失の危険については、担当取締役の責任において適切に管理することとし、コンプライアンス、環境に関する損失の危険については、マルハニチロと連携し、万が一、事故等が発生した場合は、損失を最小限にとどめる体制を構築している。
- ② 損失の危険が顕在化して重大な損害の発生が予想される場合、その業務部門を担当する取締役は速やかに取締役会に報告し、適切な対応を行う体制を構築している。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第 100 条第 1 項第 3 号）

取締役会にて会社の業務に関する基本事項を決定するとともに取締役の職務の執行を監督している。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第 100 条第 1 項第 4 号）

- ① マルハニチロが制定した「グループ理念」、「グループスローガン」、「グループビジョン」、「グループ行動指針」及び「社訓」の使用人による遵守を期すべく、その周知・啓蒙に努めている。
- ② 法令遵守の重要性について、経営トップが自ら折に触れて使用人に対するメッセージを発している。

- ③ 使用人が職務の遂行に際し特に留意しておかなければならない法令等を、当該職務を遂行する使用人が定期的に点検し、法令等を正しく理解することにより法令等を遵守する体制を構築している。
 - ④ マルハニチロに内部監査業務を委託し計画的に内部監査を実施している。
 - ⑤ マルハニチロの運営するグループ内部通報制度を活用することとしている。
- (6) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第 100 条第 1 項第 5 号）
- ① マルハニチロは、「グループ理念」、「グループスローガン」、「グループビジョン」、「グループ行動指針」及び「社訓」を制定し、グループ役職員の行動規範として遵守すべきものとしている。
 - ② 法令遵守の重要性について、経営トップが自ら折に触れて使用人に対するメッセージを発している。
 - ③ マルハニチロは、主要グループ各社に取締役又は監査役を派遣するとともに、グループ経営会議を定期的開催して、企業集団の連携強化を図っている。
 - ④ マルハニチロは、企業集団の事業を複数のユニットに分別し、その責任者であるユニット長の立案する戦略及び計画に基づき、各ユニットの業務を推進している。重要案件については、ユニットのみならず企業集団の全体最適を実現すべく、経営会議またはその下部機関である投資委員会において審議している。
 - ⑤ マルハニチロは、経営会議に関する規程及び管理報告に関する規程を制定し、企業集団の重要な情報につき適時適切な収集・伝達に努めるとともに、経営会議以下の各機関において企業集団に関する事項の審議、決定及び承認等を行っている。
 - ⑥ マルハニチロは、各機関における審議に先立って、法令遵守の観点から関係部門による確認を実施している。
 - ⑦ マルハニチロの内部監査を担当する部門が、計画的にグループ各社に対する内部監査を実施している。
 - ⑧ マルハニチロの経営企画を担当する部門は、グループ各社における内部統制体制の整備状況をモニタリングし、必要に応じて改善を支援することとしている。
 - ⑨ マルハニチロは、グループ内部通報制度を運用している。
 - ⑩ マルハニチロは、コンプライアンス、環境・品質、リスク管理等の経営課題に関して、グループ各社において責任者及び担当者を選任し、連携強化を図っている。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則第 100 条第 3 項第 1 号）
監査役から求められた場合は必要に応じて専任の補助使用人を置くこととしている。
- (8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第 100 条第 3 項第 2 号）
専任の補助使用人を置く場合、監査役は選任の補助使用人の人事異動について事前に報告を受け、人事担当取締役と協議することができることとする。なお当該使用人の人事考課は監査役が行うこととしている。

- (9) 監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規則第 100 条 第 3 項第 3 号）
専任の補助使用人を置く場合、当該使用人は、他部署の使用人を兼務せず、専ら監査役の指揮命令に従うこととしている。
- (10) 監査役に報告するための体制（会社法施行規則第 100 条第 3 項第 4 号）
- ① 取締役会において、重要事項について監査役に対し報告を行っている。
 - ② 稟議書を監査役に供覧し報告している。
 - ③ 取締役及び使用人は、監査役の定期及び随時のヒヤリングに応じ、業務状況等について報告をしている。
 - ④ マルハニチロの内部監査を担当する部門は、監査役に対し、内部監査を実施するに際してその監査方針を事前に確認し、内部監査の結果に関して報告することとしている。
- (11) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則第 100 条第 3 項第 5 号）
当社の監査役へ報告を行った当社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いは行わないこととしている。
- (12) 監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第 100 条第 3 項第 6 号）
監査役が、職務の執行上必要と認める費用について、会社に前払または償還を請求したときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしている。
- (13) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第 100 条第 3 項第 7 号）
監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを利用できることとしている。
- (14) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、これらの活動を助長するような行為をしないこととしている。マルハニチロは、この基本的な考え方を、「グループ行動指針」に明記しており、当社においてもこれを役職員に周知徹底するとともに、平素から関係行政機関、警察及び弁護士等の専門機関ならびにマルハニチロとの連携を深め、情報収集に努めている。また、万が一反社会的勢力から脅威を受けたり、被害を受けるおそれのある場合には、組織全体として速やかに対処できる体制を構築している。

5. 事業報告に係る附属明細書

事業報告の内容を補足する重要な事項は、特にありません。

Ⅱ. 計算書類

1. 貸借対照表

2022年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
【 流 動 資 産 】		【 流 動 負 債 】	
現金及び預金	1,760	未払金	192,755
前払費用	7,440	未払法人税等	2,959
未収連結納税	1,318,136	未払消費税	10,377
預け金	2,335,579	未払費用	2,734
その他	104	前受金	28,344
		預り金	9,242
		擁壁解体及び新設費用引当金	86,450
流動資産計	3,663,021	流動負債計	332,863
【 固 定 資 産 】		【 固 定 負 債 】	
有形固定資産	3,118,870	長期預り金	6,187
建物	168,883	退職給付引当金	22,381
構築物	25	再評価に係る繰延税金負債	450,484
機械装置	22	繰延税金負債	57,526
工具器具部品	350		
土地	2,949,589	固定負債計	536,580
無形固定資産	205	負債合計	869,443
施設利用権	205	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	310,049	【 株 主 資 本 】	
投資有価証券	292,932	資本金	100,000
長期前払費用	1,346	資本剰余金	3,777,954
その他	15,770	資本準備金	1,259,586
		その他資本剰余金	2,518,367
固定資産計	3,429,126	利益剰余金	1,328,000
		その他利益剰余金	1,328,000
		繰越利益剰余金	1,328,000
		株主資本計	5,205,954
		【 評 価 ・ 換 算 差 額 】	
		その他有価証券評価差額金	164,878
		土地再評価差額金	851,869
		評価・換算差額計	1,016,748
		純資産合計	6,222,703
資産合計	7,092,147	負債及び純資産合計	7,092,147

2. 損益計算書

2021年4月1日から
2022年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		
売上高		249,137
売上原価		101,016
売上総利益		148,120
販売費及び一般管理費		154,801
営業損失(△)		△ 6,680
営業外収益		
受取利息及び配当金	9,467	
その他の	1,271	10,738
営業外費用		
支払利息	3,431	3,431
経常利益		626
特別利益		
固定資産売却益	1,968,158	
受取保険金	194	1,968,353
特別損失		
固定資産売却損	377	
固定資産解体費用	92,852	
減損損失	127,078	
その他の	78,673	298,982
税引前当期純利益		1,669,997
法人税、住民税及び事業税		△ 1,313,749
法人税等調整額		1,738,868
当期純利益		1,244,878

3. 株主資本等変動計算書

2021年4月1日から
2022年3月31日まで

(単位:千円)

摘要	株主資本				株主資本等				純資産計
	資本金	資本剰余金		株主資本合計	評価・換算差額等	評価・換算差額等	評価・換算差額等	評価・換算差額等	
		資本準備金	資本剰余金 その他資本剰余金						
当期首残高	100,000	1,259,586	3,400,000	△ 881,632	3,877,954	120,060	934,991	1,055,052	4,933,006
当期変動額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
欠損補填	-	-	△ 881,632	881,632	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	1,244,878	1,244,878	-	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	83,122	83,122	-	△ 83,122	△ 83,122	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	44,817	-	44,817	44,817
当期変動額合計	-	-	△ 881,632	2,209,633	1,328,000	44,817	△ 83,122	△ 38,304	1,289,696
当期末残高	100,000	1,259,586	2,518,367	1,328,000	5,205,954	164,878	851,869	1,016,748	6,222,703

4. 個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - 有価証券の評価基準及び評価方法
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの
 - 決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。
 - 評価差額は全部純資産直入法により処理し、純資産の部に計上しております。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産
 - 定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
 - なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 - ②無形固定資産
 - 定額法によっております。
 - なお、償却年数については、残存期間に基づいております。
- (3) 引当金の計上基準
 - ①擁壁解体及び新設費用引当金
 - 当社所有不動産を解体するにあたり、隣地擁壁の解体工事と新設工事を総合建設会社算出の解体及び新設見込額に基づき計上しております。
 - ②退職給付引当金
 - 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - イ．退職給付見込額の期間帰属方法
 - 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - ロ．数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法
 - 過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - ①消費税等の会計処理
 - 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。
 - ②連結納税制度の適用
 - 連結納税制度を適用しております。

③連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

①当事業年度に計上した金額

有形固定資産 3,118,870 千円

②識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の資産グルーピングは、個別物件単位で行っております。

固定資産のうち減損の兆候がある資産について、当該資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上します。

回収可能価額は、正味売却価額及び使用価値により測定しており、正味売却価額については、不動産鑑定士による鑑定評価額又は路線価方式による相続税評価額を基に算出した価額を使用し、また、使用価値については、将来キャッシュ・フローや加重平均コストなどの多くの見積り・前提を使用しております。

減損損失を認識するかどうかの判定及び使用価値の算定において用いられる将来キャッシュ・フローは、当社内で用いている予算数値を基に、過去実績などからの計画進捗状況、資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮し、適宜修正し見積っております。割引率については、貨幣の時間価値と将来キャッシュ・フローがその見積り価値から乖離するリスクの両方を反映したものであり、自己資本コストと借入金利を加重平均した資本コストによっております。

当事業年度の減損損失の認識の判定において、当社の予算等に基づく割引前将来キャッシュ・フローの合計が当該資産の帳簿価額を上回っていることから、当該資産の減損損失の認識は不要と判断しております。

しかしながら、当該見積り・前提について、将来キャッシュ・フローが想定より減少した場合、翌事業年度の計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

①識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来の課税所得に関する収益見通しを含めた様々な予測・仮定に基づいて繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、一時差異等の解消見込年度及び繰戻・繰越期間における課税所得を見積っております。課税所得は、当社内で用いている予算数値を基に、過去実績などからの計画進捗状況等を、考慮し、適宜修正し見積っております。

将来の課税所得に関する予測・仮定に基づいて、当社が繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断した場合、繰延税金資産は減額され、繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務

①関係会社に対する短期金銭債権 2,335,579 千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 420,923 千円

(3) 事業用土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成 13 年 3 月 31 日公布法律第 19 号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額金を純資産の部に計上しております。

[再評価の方法]

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 3 号に定める固定資産税評価額及び同条第 4 号に定める地価税法(平成 3 年法律第 69 号)第 16 条に規定する課税価格に基づき合理的な調整を行い算出しております。

[再評価を行った年月日]

2002 年 3 月 31 日

[再評価を行った土地の当期末における時価の合計額と再評価後の帳簿価額の合計額との差額]

△15,761 千円

(4) 担保提供資産

担保に供している資産

以下の資産をマルハニチロ(株)の銀行借入金に対する担保に提供しております。

(単位：千円)

建物	土地	合計(簿価)
143,230	1,316,405	1,459,636

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引

営業取引による取引高

売上高 14,400 千円

営業取引以外の取引高

受取利息 145 千円

賃借料 4,400 千円

経営管理料 13,000 千円

支払手数料 87 千円

支払利息 3,431 千円

(2) 減損損失

当期において以下の資産について減損損失を計上しました。

(単位：千円)

種類	減損損失金額
土地	127,078

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	22,032,800株	-	-	22,032,800株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

[繰延税金資産]

(1) 土地減損損失	8,978千円
(2) 繰越欠損金	919,643千円
(3) 退職給付引当金	7,741千円
(4) その他	457千円
小計	936,820千円
(5) 評価性引当額	△907,156千円
繰延税金資産合計	29,663千円

[繰延税金負債]

(1) その他有価証券評価差額金	87,190千円
繰延税金負債合計	87,190千円
繰延税金資産の純額	△57,526千円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、マルハニチログループ資金一元化管理の方針の下、マルハニチロ（株）からの借入により資金を調達しております。

営業債権は、取引先ごとの残高管理を行っております。又、投資有価証券は上場株式であり、月次ごとに時価の把握を行っております。

なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の時価に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,760	1,760	-
(2) 預け金	2,335,260	2,335,260	
(2) 投資有価証券	292,932	292,932	-
資産 計	2,630,272	2,630,272	-

(注) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(2) 預け金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価については、株式は取引所の価格によっております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 東京都その他の地域において、賃貸用建物（土地を含む）等を有しております。

(2) 賃貸等不動産に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
期首残高	当該事業年度増減額	当期末残高	
5,815,904	△2,697,383	3,118,520	3,572,430

(注) 1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注) 2 当事業年度の時価は、主として不動産鑑定士による鑑定評価額または路線価格方式による相続税評価額を基に算出した価額を使用しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社

属性	会社等の名称	住所	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
				役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	マルハニ チロ (株)	東京都 江東区	(被所有)直接 100%	-	資金の借入 資金の預入	資金の借入 利息の支払 担保の提供 資金の預入 利息の受取	1,823,335 3,431 1,459,636 361,579 145	借入金 - - 預け金	- - - 2,335,579

[取引条件及び取引条件の決定方針等]

資金の借入及び預入に係る取引は、マルハニチログループで運用されておりますCMS (キャッシュ・マネジメント・システム) に係るものであり、取引金額は期中平均残高を記載しております。

(2) 兄弟会社

属性	会社等の名称	住所	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
				役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社の 子会社	(株)デリ カウエー ブ	神奈川県 横須賀市	-	-	不動産の賃貸	賃貸料の受 取	69,528	前受金	5,794

[取引条件及び取引条件の決定方針等]

価格その他の取引条件は、市場実勢等を勘案し決定しております。

10.1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 282.42円 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 56.50円 |

11. 重要な後発事象に関する注記

特記すべき事項はありません。

12. その他の注記

特記すべき事項はありません。

Ⅲ. 計算書類に係る附属明細書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形 固定 資産	建物	202,181	3,950	20,647	16,601	168,883	412,341	581,224
	構築物	50	-	-	25	25	8,209	8,234
	機械装置	44	-	-	22	22	272	294
	工具器具備品	350	-	-	-	350	99	450
	土地	5,610,828	21,900	2,683,139 (127,078)	-	2,949,589	-	2,949,589
	計	5,813,454	25,850	2,703,786	16,648	3,118,870	420,923	3,539,793
無形 固定 資産	地上権	3,817	-	-	3,817	-	-	-
	施設利用権	582	-	376	-	205	-	205
	計	4,400	-	376	3,817	205	-	205
合計	5,817,855	25,850	2,704,163	20,465	3,119,076	420,923	3,539,999	

(注) 「当期減少額」欄の () 内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 引当金の明細

(単位：千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
固定資産解体費用引当金	200,000	-	200,000	-
擁壁解体及び新設費用引当金	-	86,450	-	86,450
退職給付引当金	29,606	-	7,225	22,381

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科目	金額
役員報酬	26,592
職員給与	41,313
職員賞与金	3,959
退職給付費用	△ 1,347
法定福利費	5,916
福利厚生費	3,938
その他労務費	279
通信費	528
交際費	493
旅費交通費	1,431
消耗品費	507
業務委託費	945
経営管理料	13,000
監査法人報酬	530
賃借料	8,094
租税公課	44,554
水道光熱費	86
事務用消耗品費	95
保険料	302
E D P 経費	1,213
減価償却費	7
長期前払費用償却	80
寄付金	5
雑費	2,272
合計	154,801

監査報告書

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を行いました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように注意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについて取締役会の判断およびその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和4年6月 1 日

株式会社マルハニチロアセット

監査役

矢後正弘

